

3月16日から交付

「地域振興券」

【地域振興券】

地域経済の活性化を図り、地域の振興に資することを目的に市が交付する金券です。

- ◆ 交付額は対象者1人につき2万円です。券の額面は1,000円で、20枚つづりになっています。
- ◆ 物品の購入やサービスの提供に対する支払いとして使用できます。ただし、釣り銭は支払われません。
- ◆ 使えるのは、大館市内にある登録した店だけに限ります。また、使える日）です。
- ◆ 券の譲渡や交換、売買などをすることはできません。

十五歳以下の子供のいる世帯主や、五歳以上で市民税非課税者などに、一人当たり二万円分の券を交付することで、子育ての支援や経済的負担を軽減。これにより、個人消費を活発にし、地域経済の活性化を図ることができるとして、国が地域振興券の交付を決定したのが昨年の暮れです。それ以来、いろいろと話題になっている地域振興券ですが、市では、この券の対象者へのお引き渡しを、三月十六日から実施できるよう準備を進めています。

●地域振興券の交付対象者

地域振興券は、基準日（平成11年1月1日）において、次の1号から4号要件までのどれかに該当するかたに交付されます。

区分	交付対象者	交付額
1号要件 (子育て中のかた)	15歳以下の子供がいる世帯主 ※外国人登録法が定める永住者、または、特別永住者の世帯も含みます。	15歳以下の子供1人につき 20,000円
2号要件 (年金、手当の受給者など)	①次の年金、手当の受給者 ・老齢福祉年金、障害基礎年金等、遺族基礎年金等 ・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、原爆被爆者諸手当 ※一部非課税要件があります。 ②生活保護の被保護者、社会福祉施設への入所者など (①の該当者を除く)	該当者につき 20,000円
3号要件 (常に介護が必要な65歳以上のかた)	平成10年度分の市民税（所得割）が非課税で、常時介護を必要とする65歳以上のかた（2号要件の該当者と病院、老人保健施設などへの長期入院者などを除く）	該当者につき 20,000円
4号要件 (65歳以上で非課税のかた)	平成10年度分の市民税が非課税の65歳以上のかた（2号要件と3号要件の該当者を除く）	該当者につき 20,000円

2号要件の①、3号要件及び4号要件の非課税要件は、本人が控除対象配偶者または扶養親族になっている場合、扶養しているかたにもその非課税要件が適用されます。

【15歳以下とは】

昭和58年1月2日以降に生まれた人

【65歳以上とは】

昭和9年1月1日以前に生まれた人